

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年8月12日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000011号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第2000002号

第1 結論

昭和48年*月から昭和49年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年*月から昭和49年3月まで

私が20歳になった昭和48年*月頃、私か父親が、A町(現在は、B町)役場で国民年金の加入手続きを行い、大学の入学金のために私がアルバイトをして貯めていたお金の中から請求期間の国民年金保険料を納付した。私が所持している国民年金手帳には、当該期間の国民年金保険料は納入済みと記録されている。

請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された国民年金手帳によると、「資格取得:昭和48年*月*日、被保険者種別:強制、資格喪失:昭和49年4月1日」と記録され、昭和48年度国民年金印紙検認記録欄には請求期間である昭和48年*月から昭和49年3月までの各月について、「規則検認により納入済 A町」との印が押されていることが確認できる。

また、請求者に係るA町の国民年金被保険者名簿において、請求者については、「資格取得年月日:昭和48年*月*日、種別:強制、資格喪失年月日:昭和48年*月*日、資格喪失事由:学生」と記録され、国民年金受付処理簿においても、請求者の国民年金手帳記号番号*は「誤取得却下」として取り消されていることが確認できるものの、i)請求者は、請求期間当時、大学に入学する前で、入学の準備のためアルバイトをしていた旨陳述していること、ii)請求者から提出された卒業証明書(写)によると、請求者が大学に入学したのは昭和49年4月であり、請求期間当時、大学生ではなかったことが確認できることから、請求期間は、国民年金の強制加入被保険者として取り扱われるべき期間であり、請求者の国民年金手帳記号番号を取り消す合理的な理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000031号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第2000003号

第1 結論

平成16年12月及び平成17年1月の請求期間、平成17年3月及び同年4月の請求期間並びに同年9月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月及び平成17年1月
② 平成17年3月及び同年4月
③ 平成17年9月

請求期間①から③までについて、厚生年金保険から国民年金への切替手続をその都度行ったかどうかは定かではないが、国民年金保険料については、請求期間当時に、A区役所の窓口で、毎月、現金で納付していた。

請求期間①から③までの国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、請求期間①から③までについて、A区役所の窓口で、国民年金保険料を毎月、現金で納付していたと主張しているが、i) 請求者は、請求期間①から③までの各期間の直前まで勤務していた会社を退職後、その都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったかどうかは定かではなく、納付書や納付金額等についても覚えていない旨陳述していること、ii) A区は、請求者の請求期間③に係る国民年金の加入手続は確認できるものの、請求期間①から③までの各期間当時、区役所の窓口では保険料の収納事務は行っておらず、請求者に係る保険料の納付を確認することができない旨回答していることから、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金への切替手続の状況及び請求期間①から③までの期間に係る保険料の納付状況が不明である。

2 請求期間①及び②について、オンライン記録によると、当該期間の直前の厚生年金保険の被保険者資格喪失日(請求期間①は平成16年12月1日、請求期間②は平成17年3月21日)を

「勸奨事象発生年月日」として、「未加入期間国年適用勸奨」の対象とされ、平成17年10月26日に「勸奨関連対象者一覧」が作成されていることが確認できることから、請求者は当該期間当時、国民年金に未加入であったと推認され、当該期間の国民年金保険料について、毎月、現金で納付していたとする請求者の主張と符合しない。

3 請求期間①から③までについて、当該期間は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、制度上、保険料を区役所で納付することはできず、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期であることから、当該期間に係る年金記録の過誤が生じるとは考え難い。

4 そのほか、請求者が請求期間①から③までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から③までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。